

保険者の情報提供義務 (一)

鄭

燦

玉

目次

第一章 日本法の現状と課題

第一節 旧法下における情報提供規制

第二節 二〇一四年改正保険業法における情報提供規制

第一款 W G 報告書

一 問題意識

二 報告書の提言と情報提供ルールの変化

第二款 二〇一四年保険業法における情報提供義務

一 概要

二 改正法令の限界

第三節 課題の提示(以上、本号)

第二章 ドイツ法における情報提供規制

第一節 二〇〇七年保険契約法における情報提供義務

第一款 内容

一 当事者

二 情報提供の方法と時期

三 情報提供事項

第二款 適用除外と情報受領の放棄

一 適用除外の対象

二 放棄の方式、内容および限界
第三款 その他

一 立証責任

二 保険契約期間中の情報提供

第二節 情報提供義務違反の効果

第一款 クーリング・オフ期間の起算点の繰下げ

一 情報提供義務違反とクーリング・オフ期間との関係

二 永久的クーリング・オフの権利の問題

第二款 損害賠償

一 賠償範囲に関する問題

二 因果関係の推定

三 クーリング・オフの権利との関係

第三章 日本法への示唆

第一節 契約法における保険者の情報提供義務

第二節 立法論および解釈論の提示

第一款 情報提供の方法

第二款 情報を提供すべき時期

第三款 情報提供事項

第四款 情報提供義務違反の効果

一 特段の救済策の検討

二 保険契約者側が被った損害への救済に関する理論構成

おわりに

はじめに

日本では、従来、保険募集に際して重要事項の不告知等を禁止する保険業法三〇〇条一項一号の規律が保険者側の情報提供義務の法的根拠として位置付けられてきたが、二〇一四年の改正により、同条項とは別個に、積極的行為義務としての情報提供義務に関する規律が新設された（保険業二九四条一項）。一定行為を禁止し、その違反には刑罰を科すと

いう従前の規制とは異なり、情報提供義務を明文で規定するという積極的行為規制により、従前よりも広い範囲での情報提供が期待できるようになるという点でこの改正には大きな意義が認められるが、情報提供義務が明文の規定で定められたことにより、情報提供ルールに本質的な変化があったといえるかどうかは明らかではないように思われる。とりわけ、情報提供義務のエンフォースメントという観点からは、同義務違反の法文上の効果たる行政的制裁に加えて、これを超えるより実効的な制裁を課すことの当否やその具体的方策についても検討がなされる必要があると思われるが、二〇一四年改正保険業法二九四条の規律を論ずる文献のほとんどは明文の情報提供義務の導入の意義を説明したり、改正法令・指針を分析することにとどまっているのが実情である。このような状況を踏まえ、本稿では、保険業法二九四条に基づく情報提供義務を題材とし、当該規制の趣旨がいかに実現されるべきかについて、義務違反の効果の問題も含めて、解釈論および立法論の両面から検討していくこととする。

検討にあたっては、ドイツ保険契約法⁽¹⁾第七条による保険契約者に対する情報提供 (Information des Versicherungsnehmers) の規制およびこれに関連する規律を比較法の素材として取り上げる⁽²⁾。その理由として大きく次の二点を挙げることができる。

(一) ドイツでは、従来保険監督法により規律されてきた情報提供義務が、保険契約法の全面改正を通じて完全な私法上の義務として定着したのに対し、日本では、ほぼ同じ時期の二〇〇八年に保険法が成立したにもかかわらず、情報提供については依然として監督法である保険業法において規律されている。日本でも、保険法の立法過程において、情報提供義務に関する規定を契約法である保険法に設けるべきかどうかの議論がなかったわけではなく、その私法上の規律の可否を検討した研究もある⁽³⁾。しかし、実際の立法に際しては、情報提供義務に関する明文の規定を保険法に設けることは見送られた。こうして、情報提供義務に関しては、今後も保険業法における規制および私法理論を通じて保険契約者保護を図るという選択がなされたといえる⁽⁴⁾。このような彼我の規制手法の違いを検討することは情報提供規制の基

基礎研究として意味があると思われる。さらに、ドイツでは、保険分野における情報提供に関するルールが私法上の規律として既に定着している。特に、情報を提供すべき時期や情報提供事項、義務違反の効果等に関しては長年の研究の蓄積があり、それらが現行の保険契約法およびその下位法令の規定にも反映されている。契約法と監督法の役割分担のあり方も視野に入れて日本の情報提供義務法制のあるべき姿を探索するにあたっては、ドイツ法の規制がよい模範となると考える。

(二) それ以上に重要なのは、ドイツでは、EUの情報提供義務規制の国内法化をめぐる、学界、実務界、立法者によって豊富な議論が展開されてきたということである。二〇一六年一月には、欧州では保険販売指令（EU）2016/97⁽⁵⁾が成立し、同指令の情報提供ルールは、今後、各加盟国の国内法化措置により具体化されていくことになるが、ドイツでは、これより遙か以前の二〇〇二年生命保険指令（2002/83/EG）⁽⁷⁾採択のときから、情報提供義務にかかわるEU諸指令上の規律とも関連させて様々な議論がされ、その成果は二〇〇七年ドイツ保険契約法にも反映させられている（同法七条二項二文参照）。本研究がドイツ法における議論を主として取り上げるのは以上の理由による。

(1) 本稿でドイツ保険契約法という場合、特に断らない限りは二〇〇七年に全面改正されたもの（二〇〇七年七月五日に連邦議会で可決され、同年一月二三日に連邦大統領の認証を経たうえで連邦法律官報に公布されたもの）を指す。

(2) ドイツ法に関する最新の先行研究として、①松谷秀祐「ドイツ保険契約法における保険者の情報提供義務の内容」明治大学法律論叢九〇巻四・五合併号一八三頁以下（二〇一八）、②小野寺千世「情報提供義務、意向把握義務に違反した保険契約の法的効力に関する一考察—生命保険契約の法的効力に関する法規定のあり方を中心に」生命保険論集二〇八号二七頁以下（二〇一九）を挙げることができる。①は、本稿第二章でも取り上げる一九九四年保険監督法一〇a条、二〇〇七年保険契約法七条および法規命令の規律内容を全般的に紹介するものであり、②は、ドイツ法における情報提供・助言義務規制と日本法における情報提供・意向把握義務規制の内容、各義務違反の効果について検討するものである。

(3) たとえば、落合誠一・山下典孝編集『新しい保険法の理論と実務（別冊 金融・商事判例）』六六頁以下（小林道生）（二〇〇八、経済法令研究会）。

(4) 小林・前掲注（3）六六頁。

- (5) これを紹介したものととして、得津晶「保険販売における二つのコンバージョン…IDDと保険業法改正」生命保険論集二〇二号一二九頁以下(二〇一八)。
- (6) 二〇一七年改正ドイツ保険契約法七条二項三文各号、七b条一項一文参照。
- (7) 同指令は、二〇一五年二月三十一日まで有効であった。しかし、現行法規命令(後述)の冒頭に、同命令が二〇〇二年生命保険指令にも立脚して作成されたことが明示されていることからわかるように、同指令の規定内容は、保険契約法における情報提供義務規定の成立に大きな影響を及ぼしたといえる。本稿でも、同指令の内容を適宜取り上げる。

第一章 日本法の現状と課題

日本法における保険者の情報提供義務に関する規律は、従来、保険業法三〇〇条一項一号が、保険募集に関して、保険会社・保険募集人が、虚偽のことを告げ、または保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為を禁止していること(虚偽告知または重要事項不告知の禁止)を手がかりとして構築されていた。すなわち、この禁止規定があることで、保険契約に関する重要事項についての説明義務を保険者が負っているという説明が一般的に行われてきた。しかし、この規律には、二〇一四年の保険業法改正において、保険会社側の情報提供義務に関する規定が新設されたことに伴って、大きな変化が生じた。

本章では、二〇一四年保険業法改正により情報提供ルールにどのような変化があったのかを、規制の実効性という観点から検討し、同改正の限界を指摘する。そのうえで、保険取引における情報提供規制の立法的課題の提示を試みる。

第一節 旧法下における情報提供規制

かつて、保険募集過程における保険者の情報提供義務については、保険募集の取締に関する法律(以下、「募取法」という)による保険募集の際の情報提供規制が重要な法的根拠とされていた。一九九五年の保険業法全面改正後は、募取

法一六条一項一号の規律をそのまま受け継いだ保険業法三〇〇条一項一号の規定が情報提供義務の新たな法的根拠としての役割を担ってきた。情報提供規制は、その後も保険業法とその下位規範等の改正を通じた規律の補強を漸次成し遂げ、二〇一四年改正に至る。

一九九五年保険業法全面改正以降に行われた改正としては、まず、一九九八年に同法一〇〇条の二が新設されたことが挙げられる。同条によれば、保険会社は、その業務に関し、その業務にかかる重要な事項の顧客への説明を含め、健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる義務（体制整備義務）を負う。これを受けて、同法施行規則五三条において、顧客に対し説明すべき具体的事項が列挙されたうえ、保険募集に際し、保険募集人が、保険契約者等に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した「書面の交付」その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置を講ずることが追加的に義務付けられた（旧保険業規五三条一項一〇号、現保険業規五三条一項四号参照）。一方で、同法一〇〇条の二が新設された一九九八年よりも前から、保険取引の実務では、契約のしおりなどで約款から重要部分を取り出して解説していた⁽⁸⁾。また、契約のしおりに記載されている事項の中でも特に留意すべき事項は、旧保険業法施行規則五三条一項一〇号に基づき、「重要事項説明書」と称される独立の文書に記載して同文書を別途交付していた⁽⁹⁾。

しかしながら、当時の情報提供をめぐる状況については、次のような指摘がなされていた。まず、保険商品の多様化・複雑化に伴って商品内容の説明が必然的に難化するという方向に向かっていた。次に、重要事項説明書の記載事項が追加されたことで情報の過多が生じ、消費者の理解はさらに妨げられるという状況も見受けられた。さらに、法令に定める「重要事項」の範囲を画する基準が不明確であったことから、各保険者の提供する情報にもバラつきが生じ、保険商品に対する消費者の理解にさらなる混乱をもたらすとともに、複数の保険者の商品を比較することも困難にしていた⁽¹⁰⁾。そこで、二〇〇五年に金融庁に「保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム」が設置され、重要事項についての情報提供方法のあり方について、「契約概要」および「注意喚起情報」を制度化することが提言された。これによ

り、金融庁が策定する「保険会社向けの総合的な監督指針」(以下、単に「監督指針」と略す)に具体的な規律が設けられることとなった。⁽¹¹⁾

前記に加え、同検討チームは「意向確認書面」の交付を新たに義務化するという提言を行っている。⁽¹²⁾この書面は、保険業法一〇〇条の二、ならびに顧客の知識、経験および財産の状況を踏まえた重要な事項の説明等を確保するための社内規則等の体制整備を義務付ける同法施行規則五三条の七に基づいて、保険会社が講ずべき措置として、監督指針の中で具体化されることとなった。

第二節 二〇一四年改正保険業法における情報提供規制

このように、保険取引においては、契約概要・注意喚起情報・意向確認書面という三つの募集文書の交付ルールを通じた情報提供規制が二〇〇六年までに整備された。しかしながら、これらの募集文書のいずれも、保険業法・同施行規則という法令においてではなく、あくまで監督指針において規律されるにとどまっていたことから、法制のあり方として金融商品取引法(以下、「金商法」という)等と比して見劣りがするという問題があった。さらに、契約概要・注意喚起情報については、記載事項が詳細すぎて実効的な情報提供となっているのか疑問があるという問題が、また、意向確認書面については、形式化して本来意図した機能を果たしていないのではないかという問題がそれぞれ指摘されるところとなった。⁽¹³⁾これを踏まえ、二〇一二年に金融庁の金融審議会のもとに設置された「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」は、二〇一三年六月に報告書として「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」(以下、「WG報告書」という略称も適宜用いる)を公表した。このWG報告書は、それまで契約概要・注意喚起情報の枠組みにより保険者に求めてきた情報提供を、既存の保険業法三〇〇条一項一号とは別に同法自体に情報提供義務を規定することを通じて実現させるとともに(保険業二九四条)、意向確認書面の作成・交付に関する監督上

の義務を保険業法上の義務としての意向把握義務に格上げする（同法二九四条の二）という改正の提言を行った。同報告書の提案は二〇一四年改正保険業法⁽¹⁴⁾として具体化された。

第一款 W G 報告書⁽¹⁵⁾

一 問題意識

前述したように、保険募集の際の情報提供に関する従前のルールは、①募集法から継承された、保険会社・募集人に對して一定行為を禁止するルール（保険業三〇〇条一項等の規定を通じた行為規制）と、②一九九八年の保険業法改正により導入された、保険会社にかかる体制整備義務（同法一〇〇条の二）との二本柱からなっていた。そして、これらを補完するものとして、二〇〇五年、二〇〇六年の二つの中間論点整理が提言した契約概要・注意喚起情報・意向確認書面といった募集文書に関するルールが監督指針で定められていた。しかしながら、これら各種募集文書の交付ルールは保険業法の改正を伴わない監督指針改正の枠内での制度整備であったことから、法律上の義務であるとは言いがらく情報提供規制の枠組みとして迫力を欠くという問題があった。

そこで、WG報告書では、まず、保険業法に新たに情報提供義務を規定することは是非について検討がなされている。その議論の特徴は、契約概要・注意喚起情報の交付義務の法定化というアプローチではなく、むしろ他の金融関連法令における行為規制との比較ということが強く意識されていた点にある。⁽¹⁶⁾ 具体的には、銀行や証券分野においては、一定の行為の禁止や体制整備義務にとどまらず、情報提供義務そのもの（積極的な情報提供義務）⁽¹⁷⁾を定めていることが強調された。⁽¹⁸⁾ そのうえでWG報告書は、一般的に保険商品よりも内容の理解が容易である銀行預金商品について情報提供義務が法定されているのに、積極的な情報提供義務が保険業法上明記されていないことは法制上の均衡を欠くと指摘している。⁽¹⁹⁾ そして、同報告書は、保険分野においても他の金融関連法令と同様に、法令レベルで情報提供義務を明示的に導入

することが適当であると結論付けている。

従前の規制においては、保険業法三〇〇条一項一号が保険者側の情報提供義務の法的根拠として位置付けられていた。しかし、同規定において「告げない」ことが許されない重要事項の範囲が契約内容に限られていることや、同号違反は刑事罰を伴うためこの規定の解釈・運用が謙抑的なものとならざるをえないことから、同規定の柔軟な運用には限界があったこともまた指摘されている。⁽²⁰⁾

二 報告書の提言と情報提供ルールの変化

以上の点を踏まえ、WG報告書は、刑事罰によって担保されるような不告知の禁止とは別に、純粹の行為規制として情報提供義務を定めることを提言している。すなわち、情報提供義務に関する規定を「法令」レベルで明示的に定めるが、具体的には、保険募集に際し、既存の契約概要・注意喚起情報の項目を中心に、顧客の保険加入の判断に参考となるべき商品情報その他の情報の提供を、保険業法の規定を通じて義務付けることが提案されている。また、同報告書は、契約概要・注意喚起情報が、保険業法に新設されるべき情報提供義務に関する規定に基づいて情報提供を行う場合の標準的手法として再定位されるべきことを指摘している。⁽²¹⁾

このような情報提供義務の法定化は、契約概要・注意喚起情報を用いた従来の保険募集実務の法令上の位置付けを再整理することを意図しているとされる。⁽²²⁾「契約概要」・「注意喚起情報」(以下、この段落で「契約概要等」という)は、従来、保険業法三〇〇条一項一号にいう重要事項のうち、「特に説明すべき重要事項」であると理解されてきた。⁽²³⁾この理解に基づけば、既存の契約概要等は、保険業法三〇〇条一項一号にいう重要事項の範疇を越えることはできなくなる。そして、同項柱書は、契約条項のうち重要な事項を告げないという「不作為(情報不提供)」を禁止することによって、保険者側に、告げるという「作為(情報提供)」を義務付けていることから、たとえば、契約概要等を交付する場合にお

いては、これら募集文書を交付しないような行為が禁止されることで交付が求められるという意味で、従前の保険募集規制の枠組みでは、「消極的な情報提供義務」が認められていたといえる。これに対し、WG報告書の構想では、「積極的な情報提供義務」を保険業法に導入し、既存の契約概要等の提供を、この義務の履行の標準的手法として位置付け直すことを図っている。これによれば、契約概要等交付義務の根拠規定は、保険業法三〇〇条一項一号ではなく、新設される情報提供義務に関する規定に変わることから、契約概要等により提供されるべき情報の範囲が保険業法三〇〇条一項一号にいう「重要な事項」によって制約を受けることがなくなり、前者の範囲が後者の範囲より広がっても差し支えないことになる。⁽²⁴⁾こうして、WG報告書では、保険業法三〇〇条一項一号の禁止行為を、たとえば、虚偽の説明を行った場合に限定するか、または重要事項を「保険契約者の保険契約を締結するか否かの判断に重大な影響を及ぼす事項」に限定するなどして、同号の適用範囲を狭めることが考えられている。⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾

一方、純粹の行為規制としての情報提供義務と、刑事罰を伴う不告知の禁止との関係については、次のような理解がなされている。すなわち、情報提供義務は、広義の金融商品を販売する場合に業者側が負わされる普遍的かつ一般的な義務と解しうるが、保険商品の場合には、契約内容が極めて重要であつて、その販売勧誘にあたつては虚偽説明や重要事項の不告知は厳に慎むべきことであることから、特に刑事罰をもつて禁じられているといふのである。⁽²⁷⁾

第二款 二〇一四年保険業法における情報提供義務

二〇一四年改正保険業法における保険者の情報提供義務については、既に少なくとも文献がその意義および内容を解説している。⁽²⁸⁾以下において、二〇一四年保険業法のもとの新たな情報提供ルールについてその概略を説明し、情報提供義務違反の効果の観点からみた新規制の限界を指摘したい。

一 概 要

二〇一四年保険業法においては、保険募集を行う者の情報提供に関する規定が同法二九四条一項・二項として新設されるとともに、募集人の権限等の明示に関する改正前保険業法二九四条が同条三項とされている。また、仲立人の権限等に関する書面交付に関する改正前保険業法二九六条一項が二九四条四項に、二項が二九四条五項にそれぞれ移されている。保険業法二九四条一項は、保険契約の締結・保険募集に関し、保険者側が保険契約の内容その他の保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならないとする。情報提供の義務者とされるのは、保険契約を締結し保険引受を行う主体たる①保険会社等（保険会社等（二条の二第一項柱書）、外国保険会社等（二条七項）、これらの役員）、または、保険募集を行う主体たる②保険募集人、保険仲立人等（保険募集人（二条三項）、保険仲立人（二条五項）、後者の役員・使用人）である。要するに、保険募集を行う者すべてが義務者に含まれる。この点では、従来の改正前保険業法三〇〇条一項一号の禁止規定による規律と変わるところはない。

情報提供が行われるべき場面は、基本的に①保険契約の締結、②保険募集とされており、この点も従来の規律と変わるところはない。ただし、二〇一四年改正では、以上①②に加えて、③団体保険への加入勧奨⁽³⁰⁾に関して新たに情報提供義務が課せられることとなった⁽³¹⁾。

情報提供すべき事項および情報提供の方法について、保険業法の法文上は、「保険契約の内容その他の保険契約者等に参考となるべき情報の提供」を求めるにとどまるが、これを受けた保険業法施行規則二二七条の二第三項がその具体的内容および標準的手法を定めている。同項一号によれば、保険契約の内容その他保険契約に関する情報のうち各目所定の事項につき、書面による説明および当該書面の交付を要する⁽³²⁾。このような規律は、契約概要・注意喚起情報（改正監督指針Ⅱ-4-2-2(2)②）を用いた既存のものを踏襲するものであることからすると、規律の内容は基本的には従来と変わらないといえる。もつとも、次の点で違いがみられる。すなわち、禁止規定により情報提供をすべきとされていた従

来の事項は、「契約条項のうち」重要事項であつて、契約条項ではない事項が情報提供事項とされる余地がそもそなかった。これに対し、改正保険業法は、保険契約の内容「その他保険契約者等に参考となるべき情報」を提供しなければならぬと定めており（保険業二九四条一項）、同法施行規則では、保険契約の締結または保険に加入することの判断に参考となるべき事項が説明事項として挙げられている（保険業規二二七条の二第三項二号⁽³⁴⁾）。施行規則という契約締結等の判断にかかわる参考事項の具体的内容としては、契約条項中の重要事項（保険業規二二七条の二第三項一号列举事項（既存の契約概要・注意喚起情報の記載事項に相当するもの）以外のもの）、および、契約条項以外の事項のうち、たとえば、保険契約と関連性が強い付帯サービスにかかる事項等が示されている。⁽³⁵⁾その他、説明すべき事項の中で重要なものとして挙げられるのは、乗合代理店の場合における追加的説明事項（比較推奨販売時の説明事項）（保険業規二二七条の二第三項四号⁽³⁶⁾）や直接支払サービス⁽³⁷⁾に関する事項（同項五号⁽³⁸⁾）等である。

保険業法二九四条一項に基づく情報提供義務は、保険契約の締結、保険募集および団体保険への加入勧奨という局面において、その標準的方法、すなわち契約概要・注意喚起情報を記載した書面の利用により履行されるのが原則である。ただし、保険業法および同法施行規則においては、①説明方法に関する規律（保険業規二二七条の二第三項一・二号）の適用除外（同項三号⁽³⁹⁾）、および、②義務自体の適用除外という、大きく二つの範疇の例外が設けられている。さらに後者は大きく、特定保険契約（保険業二九四条二項⁽⁴⁰⁾）と、保険業法二九四条一項但書を受けた保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合（適用除外の対象となるのは、被保険者への情報提供）（保険業規二二七条の二第七項一⁽⁴¹⁾号）および既契約の一部変更を内容とする保険契約の場合（同項二号）とに区別することができる。

二 改正法令の限界

1 二〇一四年保険業法の評価

二〇一四年改正保険業法は、二〇一六年五月の施行からそれほど年数が経っていないこともあり、情報提供義務に関する新設規定の根本的評価については今後の推移を待たなければならぬであろう。⁽⁴⁾ただし、現時点でも、次の点で肯定的に評価できると思われる。すなわち、銀行法や金商法とは異なり、従前の保険募集規制においては、情報提供義務を正面から定める体裁にはなっておらず、むしろ、禁止規定を通じて裏側から定める形をとっていた―保険業法三〇〇条一項一号に規定されている行為禁止義務が、情報提供義務の実質的な根拠であった―が、二〇一四年保険業法では、情報提供義務が法律レベルで正面から定められることとなった。これにより、他の金融関連法令との不均衡が解消されるときともに、間接的・消極的な義務付け（保険業三〇〇条一項本文）から直接的・積極的な義務付け（同法二九四条一項）へと、保険取引における情報提供規制のパラダイムの転換が行われたといえる。それに伴い、従来監督指針レベルで規律されていた契約概要・注意喚起情報といった情報文書の提供義務も、保険業法施行規則という法令による規律（保険業規二七条の二第三項一号）へと格上げされることとなった。また、情報提供事項の範囲を従来より広く捉えることが可能になったことにより、⁽⁴⁶⁾下位法令による機動的かつ柔軟な対応も可能になった。

しかしながら、後述するように、情報提供義務が、行政監督法たる保険業法による規律にとどまっていることから、法文上は同義務違反の効果も行政的制裁にとどまることになる。私法上の効果としては、同義務違反に伴う民事責任として、保険者が保険契約者側から不法行為に基づく損害賠償請求等を受けることがありうるにすぎない。換言すれば、二〇一四年改正により情報提供義務が導入された際に、その違反に対する特段の制裁規定等が定められたわけではないことから、同義務違反があった場合の法的処理にあたっては従前の規制に倣い、「保険募集に関し著しく不適当な行為をした」（保険業三〇七条一項三号）こと等を理由に、同義務に違反した者が募集人登録の取消しや業務停止といった行

政処分を受け（同項柱書）、もしくは業務改善命令を受け（同法三〇六条⁽⁴⁷⁾）、または、保険会社が業務停止等（同法一三三條）や免許取消し（同法一三三條）の対象となることがありうるにとどまる。

以上を要するに、情報提供義務に関する明文規定の新設および下位規範の整備によって、とりわけ量的な面で保険契約者側に対し従前よりも充実した情報提供が行われることは期待できるようになったが、同義務履行の時期や方法など具体的な規律の見直しが行われたわけではなく、同義務違反の効果に関する法規の整備もされていないことから、情報提供ルールに本質的な変化があったとはいえない⁽⁴⁸⁾ように思われる。

2 情報提供義務違反の効果

情報提供義務に関する新設規定に違反した場合、前述したような行政上の制裁につながりうることは明らかであるが、同義務が実効的であるためには、その他のエンフォースメントの仕組み、とりわけ同義務違反の私法上の効果についても探求する必要があると思われる。実際、保険業法の改正前から、この点に関する問題提起はあった。すなわち、消費者契約法の規定に基づき保険契約を取り消すためには、重要事実の不実告知（消費契約四条一項一号）、断定的判断の提供（二号）、不利益事実の故意の不告知（同条二項）の要件を充足しなければならず、取消しができるとしても救済機能は原状回復を求めうるにとどまる。また、金融商品販売法による顧客保護の対象は、保険契約の場合、投資的性格をも有する商品に限られている（金販三条一項、五条など参照）。さらに、保険の保障内容（給付事由や免責条項、付加しうる特約の存在など）にかかわる情報の不提供があり、保険事故が発生した場合、右に述べた法的規制では十分に対応できない、という指摘である⁽⁴⁹⁾。この見解は、情報提供義務違反があった場合の法的処理に関する規定の欠缺に着目し、—情報提供義務の私法上のあるべき規律を仮定し—その立法的空白を埋めるべきとの観点から、保険者側が情報提供義務に違反した場合の保険者の損害賠償責任や契約取消権を内容とする新たな立法的措置をとることも考えられるとする⁽⁵⁰⁾。後述する

ような本稿の結論とは多少異なっているが、問題提起としては傾聴に値すると思われる。

保険をめぐる法的紛争においては、保険契約の締結時における保険者の説明ないし情報提供の懈怠の存否が争点となり、このような義務違反を理由とする保険者の損害賠償責任の有無が争われる場合が少なくないことからわかるように、情報提供義務違反の効果をめぐる主要な論点の一つとして、違反行為と民事責任との関係を挙げることができる。⁽⁵¹⁾

伝統的な理解によれば、取締法規における義務はあくまで私法上の義務とは区別されるものであるため、保険募集に關する業法上の規律違反は、同法に基づく行政処分の対象等となりえても、そこから直ちに民事上の責任が導かれるわけではない。⁽⁵²⁾二〇一四年改正により新設された情報提供義務もまた監督法上の規律にとどまっていることから、同義務の履行の有無が民事責任の成否にいかに関結び付くのかについて確認しておく必要がある。⁽⁵³⁾

この点、取締法規で違法とされていることは、私法上の違法性を判断するうえでの重要な要素となると考える見解が学説上有力となっており、⁽⁵⁴⁾保険業法の規定に違反する行為は、保険契約者等との関係において保険者の不法行為責任を生じさせやすくなるといえよう。情報提供義務に關していえば、従来は監督指針のレベルで規律されていた契約概要・注意喚起情報の交付義務といった行為規範が、二〇一四年改正により保険業法および同法施行規則という法令のレベルで正面から定められることとなったため、説明義務違反による損害賠償責任を根拠付けるにあたっては、情報提供義務に關する保険業法二九四条、重要事項不告知禁止に關する同法三〇〇条一項一号、そして体制整備義務に關する同法一〇〇条の二が参照の対象となるということができるとする。⁽⁵⁵⁾

ただし、情報提供義務にかかわるこれらの規定を参照し、不法行為を根拠として保険者の賠償責任を認めるとしても、賠償の範囲等に関する問題は残る。情報提供義務違反が消費者契約法でいう各種の不実表示（重要事実の不実告知、断定的判断の提供、不利益事実の故意の不告知）に該当し、または情報提供義務違反により民法でいう錯誤が生じた場合には、⁽⁵⁶⁾保険契約者は当該保険契約を取り消し、既払保険料の返還を求めることができる。他方、金融商品販売法三条一項、五

条等によれば、投資リスクを説明しなかった場合には、保険者は説明義務違反に基づき損害賠償責任を負い、その際、元本欠損額は説明義務違反によって保険契約者に生じた損害の額と推定される（金販六条一項）。投資性保険商品の販売の際の情報提供義務違反によって保険契約者が損害を被る典型例は、保険者側が投資リスクについて十分な説明をせず、そのため保険契約者側が投資リスクのない通常の保険商品だと思つて保険料一括前払で購入したところ、相場下落によつていわゆる元本割れが生じてしまうケースである。バブル崩壊後に大量に提起された変額保険訴訟で問題とされたのもこのような損害であり、このようなケースでは、保険契約が締結されなかった状態、すなわち、保険契約者が保険料を払い込む前の状態に戻してやれば保険契約者の保護としては十分である。こうして、投資性保険商品が販売される場面において情報提供義務違反（不実表示、説明義務違反）があつた場合には、保険契約者が被つた元本割れの損害についていわゆる信賴利益の範囲で損害賠償請求権を認めれば足りる（保険契約者が錯誤に陥り保険契約を締結した場合といえる場合には保険契約を取り消して原状回復させることでも同様の救済が得られる）⁽⁵⁷⁾といえる。投資性リスクにかかる情報提供義務については、前述したようなバブル崩壊期の大量の変額保険訴訟のほか、同時期のワラント訴訟に関連しても日本で研究が進み、優れた先行研究も多いこと⁽⁵⁹⁾から、本稿では投資性リスクに特有の問題は原則として取り上げない⁽⁶⁰⁾。

これに対し、保障性保険商品の場合には、情報提供義務違反によつて保険契約者が被る損害は、保険事故の発生により得られると思つていた保険保護が得られないことを意味することから、保険事故の発生後、情報提供義務違反を理由に当該保険契約の効力を否定したり、賠償額が既払保険料の返還にとどまるとすると、保険契約者の実質的な救済にながらないことが多い。そこで、誤つた情報の提供を受けたがゆえに保障内容を誤認して契約を締結し、結果として望んだ保険給付が受けられなかった場合には、その受けられなかった保険給付の額を被つた損害とみるといった解釈が考えられるが、日本法においてこのような解釈が可能かどうかについても検討する必要がある。本稿では前述の通り投資性リスクにかかる情報提供義務に特有の問題は原則として扱わないため、特に断らない限りは保障性保険商品に関する

る情報提供義務を念頭に置いて検討を進めることになる。

第三節 課題の提示

次章以下でドイツの情報提供義務法制の分析から実践的な示唆を得るために、前述した二〇一四年保険業法上の情報提供規制の意義および限界も勘案しながら、予め、検討すべきと考えられるいくつかの論点を提示しておきたい。⁽⁶²⁾

(イ) 情報を提供すべき時期をいかに定めるかという問題がある。情報提供の時期については、法令上の明確な定めはないが、保険契約の締結前であることは明らかであり、募集人の権限等明示義務に関して「保険募集を行おうとするときは、あらかじめ」と定める保険業法二九四条三項の規定や、仲立人の権限等書面交付義務に関して「保険契約の締結の媒介を行おうとするとき」と定める同条四項の規定から考えれば、同条一項に規定する情報提供義務の履行時期は、遅くとも保険募集時であるといえよう。ただし、すべての書類を同時に交付することが求められるわけではなく、たとえば、契約概要と注意喚起情報とで情報を提供すべき時期に差異を設ける取扱いが許容されている。前者については、契約締結を検討している段階において、具体的には契約申込の前段階でその内容を理解するための十分な時間を確保して提供しなければならないものとされるのに対し、後者は契約申込時までに提供すればよいものとされている。⁽⁶³⁾ 情報提供義務の履行時期を法令上明記するか、明記するのであればその具体的時点をいかに設定するか（たとえば、保険証券の交付に関する保険法六条、四〇条、六九条の「保険契約の締結時」との比較から「保険契約の締結前」⁽⁶⁴⁾とするか、または、「保険契約の申込時」⁽⁶⁵⁾とするかなど）は検討を要すべき問題となる。

(ロ) 情報提供事項の範囲をいかに定めるかという問題がある。⁽⁶⁶⁾ 二〇一四年の保険業法改正において、従来、重要事項不告知の禁止の枠組みで間接的にその目的が達成されてきた情報提供義務が、法律で直接規定されたことに伴い、情報提供事項の範囲を従来より広く捉えうようになったことは前述した。もともと、保険業法二九四条一項は、保険

募集時に保険契約者側に提供すべき情報について、「保険契約の内容」その他「参考となるべき情報」と定めているだけであり、情報の具体的な内容は、同法施行令、同法施行規則および監督指針という下位規範の定めに依拠するところが多い。このような規制手法は、情報提供事項の追加・削除の必要に応じて柔軟に対応できるというメリットがある。ただし、提供すべき情報の詳細項目は下位法令等で定めるとしても、大枠については法律でより明確に提示することが望ましいことから、より具体的な事項設定を保険業法自体で行うことを考えてもよいであろう。

（ハ）二〇一四年保険業法における情報提供義務については、同義務違反の法文上の効果である行政的制裁以外には、保険者側の義務履行の意欲を高めるためのより直接的な制裁が定められておらず、同義務の効果的なエンフォースメントが可能なのが問題となる。この点を補完するため、義務違反時に保険契約者側に当該保険契約の効力に影響を及ぼすような特段の救済策を認めるといった規律を設けることが考えられる。⁶⁸⁾

一方、保険者側の情報提供義務違反に基づく損害賠償に関しては、同義務違反が不法行為を構成しうることは広く了解されている。保険者自身および保険仲立人の不法行為の場合には民法七〇九条が責任の法的根拠となるが、保険募集人の不法行為の場合には、その者自身の責任を民法七〇九条によって追及可能であるほか、それについての保険者の責任を使用者責任に関する民法七一五条の特則たる保険業法二八三条によって追及することができる。すなわち、「保険業法上の義務違反があれば不法行為責任が成立する可能性がある」という関係は認められる。しかし、責任成否の判断過程はなお不透明であるとの指摘もある。⁶⁹⁾とりわけ、情報提供義務違反に基づく損害賠償責任の範囲は、検討を要する課題である。

（8）契約のしおりは、一九六三年四月からその交付が求められてきたもので、一九七七年一〇月からは約款と合冊とし、契約の申込時までに交付するものとされている（「生命保険・相談マニュアル」五四―五五頁（公財）生命保険文化センターホームページ掲載）。すなわち、「約款本体」とその重要部分をまとめた「契約のしおり」を一つの冊子の形で交付するというのが長年の保険実務である。

- (9) 保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム「中間論点整理—保険商品の販売・勧誘時における情報提供のあり方」一頁、一五頁(二〇〇五年七月八日)、木下孝治「情報提供の新ルール—保険販売における契約概要・注意喚起情報の記載内容」ビジネス法務二〇〇七年七月号八三頁。
 - (10) 以上について、前掲注(9)中間論点整理五頁、木下・前掲注(9)八三頁。
 - (11) 契約概要・注意喚起情報の導入を通じて情報提供ルールの整備を紹介するものとして、木下・前掲注(9)八二頁以下のほか、錦野裕宗「保険商品の販売・勧誘ルールの整備」金融法務事情一八二〇号一〇二頁(二〇〇七)。
 - (12) 保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム「中間論点整理—適合性原則を踏まえた保険商品の販売・勧誘のあり方」二一四頁、六頁および注四、八頁(二〇〇六年三月一日)。
 - (13) 山下友信「保険募集過程上の保険者の情報提供と民事責任」法曹時報六六卷七号一六八四頁(二〇一四)。
 - (14) 保険業法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第四五号)によるものをいう。
 - (15) 情報提供義務の導入に関する同報告書の提言内容を紹介・検討するものとして、同WGの座長を務めていた洲崎博史教授の公開講演会の内容が収録されている、洲崎博史「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について—金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書の概要」生命保険論集一八七号七九頁、二二一—二三頁(二〇一四)のほか、上原純「新しい保険商品・サービス、募集ルールに係る金融審議会報告の概説」生命保険経営八二卷一—四一—五頁、一八一—九頁(二〇一四)、同「金融審議会ワーキング・グループ報告書における保険募集規制の見直し」生命保険論集一八七号一九三—二〇一頁(二〇一四)、江澤雅彦「保険募集規制の展望—『WG報告書』をめぐって」早稲田商学四三九号一〇二二—一〇四頁(二〇一四)。
 - (16) 『WG報告書』をめぐって」早稲田商学四三九号一〇二二—一〇四頁(二〇一四)。
 - (17) 詳細につき、上原・前掲注(15)生命保険論集一九五—一九七頁参照。
 - (18) 銀行法一二条の二、金商法三七条の三。
 - (19) WG報告書九頁。
 - (20) WG報告書二二頁。
 - (21) WG報告書二二頁。
 - (22) 以上について、WG報告書二二—二三頁。
 - (23) 上原・前掲注(15)生命保険経営一九頁(ただし、募集実務の変更が必ずしも意図されていないと理解されている)。
 - (24) 前掲注(9)中間論点整理七頁。
 - (25) 上原・前掲注(15)生命保険論集一九八—一九九頁参照。
- WG報告書一七頁。旧法のもとでも、重要事項の範囲が後者のように限定されると解していたものとして、山下友信「保険法」一六九頁(二〇〇五、有斐閣)。

- (26) この提言を受けて、保険業法三〇〇条一項一号後段の文言は、「保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為」から「保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為」に改められた。もともと、このような文言の修正では、「重要な事項」を旧法よりも限定するものかどうかが判然としないとの指摘もある(井上孝「平成二六年保険業法改正における保険募集規制の見直し」生命保険論集一八八号一七頁(二〇一四))。山本哲生「顧客への情報提供義務」ジュリスト一四九〇号一八頁(二〇一六)は、積極的な情報提供義務につき、書面によらなくてもよい説明事項が保険契約の締結の判断に参考となるべき事項とされている(保険業規二二七条の二第三項二号)ことからすると、この「判断」が契約を締結するかどうかの判断よりも広義であると解するのは合理的ではないと指摘する。
- (27) 以上について、洲崎・前掲注(15)一三頁。
- (28) 単行本として、石田勝士「なるほど保険業法 平成二六年保険業法改正の解説―保険販売の新ルールとその対応」三三―四四頁(二〇一六、保険毎日新聞社)。論文として、山下徹哉「保険募集に係る業法規制について―平成二六年保険業法改正を中心に―」生命保険論集一九三号八三―九〇頁(二〇一五)、井上・前掲注(26)九七―一〇七頁、山本・前掲注(26)一四―一九頁のほか、細田浩史「保険業法等の一部を改正する法律の概要―保険募集・販売に関するルールの見直し―」金融法務事情一九九号二四―二七頁(二〇一四)、同「法令解説 保険の募集・販売に関するルールの見直し―保険業法等の一部を改正する法律(平成二六年法律第四五号)―」時の法令一九七四号四三―四六頁(二〇一五)、足立格「改正保険業法と改正保険監督指針―保険商品・販売における新規制の重要ポイント」損害保険研究七六卷三号一四六―一四九頁(二〇一四)など。
- (29) 本条項の構造につき、井上・前掲注(26)九九頁参照。
- (30) 団体保険と加入勧奨の意味内容については、保険業法二九四条一項本文参照。
- (31) 詳細については、山下(徹)・前掲注(28)八四―八五頁、山下友信「保険募集の意義・団体保険の加入勧奨行為の規制」ジュリスト一四九〇号三六―三八頁(二〇一六)参照。
- (32) ただし、三項一号等一定の事項については、書面の交付に代えて、保険契約者等の承諾を得て、電磁的方法により提供を行うことができる(保険業規二二七条の二第四項)。
- (33) その点では、既存の監督指針上の要求が、施行規則に基づく要求へと格上げされたとも評価できそうである。
- (34) 「保険に加入すること」とは、団体保険に加入する場合のことを指している。
- (35) 同号の事項については、説明方法として書面による説明は不要と解される(山本・前掲注(26)一五頁注七)。
- (36) たとえば、自動車保険の付帯サービスとしてのロードサービスにかかる事項がこれにあたる。また、付帯サービス以外に問題となりうる事項として、保険会社信用力や保険金支払管理体制などが挙げられる。詳細は、井上・前掲注(26)一〇〇頁注一八参照。
- (37) 山下(徹)・前掲注(28)八五頁注三、石田・前掲注(28)八二―八四頁。

- (38) 詳細については、洲崎博史「保険募集人に対する規制の整備―乗合代理店を中心に」ジュリスト一四九〇号三〇―三一頁(二〇一六)、山下(徹)・前掲注(28)八六―八七頁参照。
- (39) 直接支払サービスの意味内容については、WG報告書五頁参照。
- (40) 詳細については、山本・前掲注(26)一五―一六頁参照。これに関しては書面による説明および当該書面の交付を要する。
- (41) この適用除外については、山下(徹)・前掲注(28)八八頁参照。
- 他の方法による説明が許されるのは、保険契約者等の理解に資する他の方法があるときであり、文書によることを要しないとしても、保険契約者等にわかりやすい説明であることは必要である。したがって、たとえば、事業者の事業活動に伴って生ずる損害を填補する損害保険であるから、簡略化した説明で足りるということにはならず、そのような保険であっても、顧客が保険に詳しくない者であれば、わかりやすい説明をすることが求められる(山本・前掲注(26)一七頁、WG報告書一四頁注三八、監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑨ア)。
- (42) これは、特定保険契約(保険業規二三四条の二)については、金商法上の情報提供に関する各種義務(契約締結前書面交付義務等)の準用(保険業三〇〇条の二)による情報提供に規律を委ねる趣旨である(山下(徹)・前掲注(28)八八頁)。
- (43) そのほか、団体保険において、団体内部で保険契約者から被保険者に対して必要な情報提供が行われることが期待できるものも、適用除外の対象となる(保険業二九四条一項第三括弧書、保険業規二二七条の二第二項)。
- (44) 「意向把握義務」の評価については、根田正樹編著『説明義務の理論と実務』二九七頁(井口浩信)(二〇一七、新日本法規)。
- (45) 洲崎・前掲注(15)一二頁。
- (46) 吉田桂公「一問一答 改正保険業法早わかり」四一―四二頁(二〇一四、近代セールス社)を参照。
- (47) 旧法のもとで、重要事項説明書の不交付につき、代理店に対し業務停止命令および業務改善命令が発出された事例があった(吉田・前掲注(46)四三頁)。
- (48) 同旨と考えられるものとして、上原・前掲注(15)生命保険経営一九頁。情報提供義務の法定化は、契約概要・注意喚起情報を用いた従来の募集実務の法令上の位置付けを再整理することを意図しているだけで、必ずしも募集実務の変更を意図していないとする。
- (49) 小林・前掲注(3)六七頁、同「保険契約法の現代化と保険募集における情報提供規制」保険学雑誌五九九号一〇〇頁(二〇〇七)(以下、「小林二」と略す)。
- (50) 小林二・前掲注(49)一〇〇頁。
- (51) 旧法のもとでの情報提供義務違反時における保険者の民事責任について論ずるものとして、山下(友)・前掲注(13)一六七〇―一六八二頁(従来の裁判例・学説を紹介・検討、一六八五―一六九三頁(民事法上の情報提供義務のあり方について、助言義務をも含めた今後の検討課題を提示)。このほか、小林道生「保険契約締結に向けた意思決定の機会とその喪失―説明義務違反にもとづく慰謝料請求をめぐる」損害保険研究六

九卷一三三頁以下(二〇〇七)、澤田宏慎「契約締結上の過失と情報提供・説明義務違反―最二判平成二三年四月二二日から保険募集規制への示唆」損害保険研究七六卷三三五頁以下(二〇一四)もあわせて参照。

山本・前掲注(26)一八一―一九頁は、二〇一四年規制の紹介の終わりの部分において、保険業法における情報提供義務と私法上の説明義務との関係について触れている。

- (52) 山本・前掲注(26)一八頁、井口・前掲注(44)二九八頁。山下(友)・前掲注(26)一八一―一八二頁は、保険業法三〇〇条一項一号の前身である募集法一六条一項一号は、重要事項についての不実告知および不告知を禁止するという先進的な法規定であり、しかも刑事罰を伴う強い規制であったため、その違反から直ちに不法行為責任を導くことが判例上もスムーズに受け入れられ、それが今日の説明義務違反を理由とする不法行為責任の法理を先導する役割を果たしたが、今日ではこれを引き継ぐ保険業法三〇〇条一項一号の規定違反と説明義務違反の責任を直結させる考え方は克服されたものというべきであると指摘する。

- (53) 保険業法に提示される行為規範の遵守の有無が不法行為責任の成否の判断要素として勘案されるにとどまるとする判例の立場には、保険業法上の情報提供規制違反があった場合の民事法上の効果の判断にあたってその過程の不透明さが存在することを指摘するものとして、小林二・前掲注(49)一一五頁。

- (54) 山下(友)・前掲注(25)一八二頁。

- (55) もっとも、私法上の説明義務の対象となる重要な事項は、保険業法に基づいて提供すべき情報と必ずしも一致するわけではない。これについて、山下(友)・前掲注(13)一六八頁は、後者の事項が極めて広範囲にわたることに照らすと、私法上の説明義務の要件としての重要性は私法独自の基準で絞り込まれるべきであると指摘する。一方、山本・前掲注(26)一九頁は、私法上の説明義務が、必ずしも保険業法上の情報提供義務の範囲内では認められないといえないと指摘する。いずれにせよ、保険業法における情報提供規制を参照するとしても、その参照の意味はやや間接的なものであり、私法上の説明義務の成否は、結局、個別具体的な事情に基づいて判断されることになろう。

- (56) ただし、錯誤の保険契約における扱いに関しては、学説上の議論が深まっているとはいいがたい(変額保険等投資取引における錯誤構成の可能性を検討するものとして、潮見佳男「契約法理の現代化」二二六―二八頁(二〇〇四、有斐閣)。

- (57) 変額保険訴訟において錯誤無効の主張がなされた判例の概観については、山下友信『洲崎博史編「保険法判例百選(別冊ジュリスト二〇二号)」一六一―一七頁(田澤元章)(二〇一〇、有斐閣)、山下友信『永沢徹編著「論点体系 保険法」一四二―一四四頁(深澤泰弘)(二〇一四、第一法規)参照。

- (58) 変額保険の勧誘が不法行為を構成するとされた場合に賠償されるべき損害の範囲をめぐる議論を整理したものとして、潮見・前掲注(56)九六―九八頁。

- (59) 潮見・前掲注(56)四〇頁以下、清水俊彦「投資勧誘と不法行為(四)―ワラント投資勧誘と説明義務」判例タイムズ九三六号八二頁以下(一九

九七）、森田章「金融サービス法の理論」八九頁以下（二〇〇一）、有斐閣）のほか、変額保険訴訟に関する研究として、たとえば、関沢正彦「原恭夫「変額保険訴訟の背景と論点」旬刊 金融法務事情一四六五号七頁以下（一九九六）、松岡久和「変額保険の勧誘と銀行の法的責任」同一七頁以下、山崎健一ほか「最近の裁判例にみる変額保険訴訟の到達点（一）」（三・完）NBL七七九号三〇頁以下、七八一六〇頁以下、七八四号五九頁以下（二〇〇四）を、ワラント訴訟に関する研究として、たとえば、松原正至「投資勧誘における自己責任原則・適合性原則・説明義務」ワラント訴訟を契機として」島大法學三八巻四号三七頁以下（一九九五）、川村和夫「ワラント取引と説明義務」判例タイムズ八八三三〇四頁以下（一九九五）、村本武志「ワラント裁判例の現状と問題点——違法性判断と損害論を中心として」ジュリスト一〇七六号一三八頁以下（一九九五）、小粥太郎「説明義務違反による不法行為と民法理論（上）（下）」ワラント投資の勧誘を素材として」同一〇八七号一八頁以下、一〇八八号九一頁以下（一九九六）、清水俊彦「投資勧誘と不法行為」一八七頁以下（一九九九、判例タイムズ社）を参照のこと。

ただし、山下友信「保険法（上）」二七三—二七四頁注一四九（二〇一八、有斐閣）は、これら変額保険に関する裁判例は、九〇年代末以降の保険業法および金商法の金融商品販売に関する行為規制の整備前に販売された事案にかかるとのことであり、説明義務に関する判例法理を定着させたという意義はあるものの、事案に対する判断としては歴史的な意義を有するにとどまると評価している。

- (60) 情報提供義務は、意向把握義務の場合と異なり、投資性保険商品を意味する特定保険契約の締結にあたっては適用されないことになっている（保険業二九四条二項。特定保険契約にかかる情報提供規制は基本的に金商法のルールによることにつき、注四二参照）ということにもよる。ただし、監督指針Ⅱ-4-2-2(2)③イでは、特定保険契約の場合に準用される金商法三七条の三との関係で、契約締結前交付書面の形としては契約概要および注意喚起情報を作成し交付すべきものとしている。

- (61) 法制審議会保険法部会第八回会議事録五六—五七頁。

- (62) 情報提供に関する規律を「保険法」において行うとした場合に挙げられるその他の論点については、小林二・前掲注(49)一〇一—一〇二頁参照。
(63) 前掲注(9)中間論点整理一〇—一頁では、情報提供時期について、契約概要は契約締結前の「十分な時間の余裕をもって」交付することを要し、注意喚起情報は契約概要と同一書面とすることが望ましいが、契約申込時に別に交付することも足りる、という整理がなされている。これを受け、監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑩オには、本文のような趣旨の規定が設けられている。

- (64) 金商法三七条の三の条文見出し（「契約締結前の書面の交付」）参照。同条一項柱書は、「金融商品取引契約を締結しようとするときは、…、あらかじめ」書面を交付しなければならないと規定する。

- (65) 約款の交付・説明義務の履行時点について、このように解するものとして、朴世敏「保険者の説明義務及び約款説明義務の内容分析と改正方向に関する研究」商事判例研究（韓国）二八集一卷四六—四八頁（二〇一五）。

- (66) 保険法に情報提供義務に関する規律を設け、その内容を具体化するにあたり、情報提供の対象となる事項をどのように明らかにするかに関し問題提起を行うものとして、小林二・前掲注(49)一〇二頁。

(67) 具体的な条文の形としては、たとえば、「……、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる情報の提供を行わなければならない。……

一 保険約款の交付……二 次に掲げる情報の提供……ヌ その他内閣府令で定める事項……」のように定めることが考えられるであろう。

(68) 情報提供義務違反の場合の取消権についての検討の必要性を提起する前掲注(61)議事録六一―六二頁参照。

(69) 小林二・前掲注(49)一一五頁。